

第7章 投資信託受益権の分割及び併合

第7章 投資信託受益権の分割及び併合

内 容	備 考
<p>1. 投資信託受益権の分割及び併合</p> <p>(1) 対象となる投資信託受益権の銘柄</p> <p>投資信託約款に以下の事項が規定されている投資信託受益権の銘柄を対象とする。</p> <p>① 投資信託受益権の分割又は併合を行うことができること</p> <p>② 分割又は併合により1口未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てること</p> <p>③ 分割又は併合に係る端数の処理は、口座管理機関ごとに行うこと</p> <p>④ 特例投資信託受益権であり、かつ投資信託振替制度に移行されたものと移行されないものが並存する場合には、同一銘柄の受益権であっても分割又は併合に係る端数の処理を別々に行うこと</p> <p>2. 分割の処理</p>	<p>※ 振替法第121条の2参照。</p> <p>※ 投資信託受益権の分割及び併合の対象が、投資信託振替制度に移行していない受益証券が存在する特例投信である場合の取扱いについては、発行者にて検討する。</p> <p>※ 投資信託受益権の分割及び併合に係る事務手続については相応の事務負担が生じるため、発行者は、情報連携の内容や方法について対象となる販売会社に周知し、分割の日もしくは併合の日における処理が問題なく行えることを事前に確認する。</p> <p>※ 投資信託受益権の分割及び併合に係る業務処理フローについては、別紙7-1「投資信託受益権の分割及び併合に係る業務処理フロー」を参照。</p> <p>※ 分割に係る増加口数の算出事例については、別紙7-2「分割に係る増加口数の算出事例」を参照。</p>

第7章 投資信託受益権の分割及び併合

内 容	備 考
<p>(1) 発行者及び機構による分割に係る通知</p> <p>a 投資信託受益権の分割を行おうとする発行者は、分割の日の2週間前までに、機構に対し、「投資信託受益権の分割に係る通知書」により、以下の事項を連絡する。</p> <p>① 分割の対象銘柄（銘柄の正式名称、I S I Nコード）</p> <p>② 増加比率（分割により受益者が新たに受ける受益権の総口数の、分割前の受益権の総口数に対する割合）</p> <p>③ 分割の日</p> <p>④ 分割前後における1口当たり元本</p>	<p>※ 発行者から機構への分割に係る連絡は、Target 保振サイト接続により行う。</p> <p>※ 「投資信託受益権の分割に係る通知書」は、機構ホームページに掲載の書式（IT_07-1）をいう。</p> <p>※ 増加比率の通知にあたり、以下の内容に注意する。また、増加比率等の算出については別紙7-3「投資信託受益権の分割及び併合に係る留意事項」を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分割は投信計理上の口数で行うため、増加比率の規定における「総口数」とは、投信計理上の口数であること ・ 増加比率は既約分数（これ以上約分できない分数）とすること <p><例：50口を150口に分割></p> <p>→（誤）100/50 ⇒（正）2/1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増加比率の分母及び分子はそれぞれ整数とすること <p><例：2口を5口に分割></p> <p>→（誤）1.5/1 ⇒（正）3/2</p> <p>※ 機構は、分割の日に投信振替システムの銘柄情報における当初1口当たり元本の変更を行う。</p>

第7章 投資信託受益権の分割及び併合

内 容	備 考
<p>b 発行者から上記の通知を受けた機構は、直ちに、制度参加者（機構加入者、受託会社及び日銀ネット資金決済会社）に対して上記の通知の内容を通知する。当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、下位の口座管理機関に対して、同様の通知を行う。</p>	<p>※ 機構による通知は、Target 保振サイト接続により行う。また、分割を行おうとする銘柄が私募によるものであっても通知する。</p>
<p>(2) 口座管理機関による分割後の増加口数の算出、分割申請データの作成及び分割申請データの連携</p>	<p>※ 2. (2) から (5) までの処理については、分割の日に行う。</p>
<p>a 口座管理機関は、分割の日に、その備える振替口座簿（顧客口以外の口座）の各加入者口座における分割対象銘柄の口数（解約申請中の口数を除く。）に増加比率を乗じた口数（その口数に1に満たない端数があるときは、1口未満の端数を切り捨てる。）及びその合計口数を算出する。なお、機構加入者は、機構加入者口座の自己口に記録された自己分についても増加口数を算出する。</p>	<p>※ 分割対象となる投資信託受益権は、分割の日当日の新規記録・抹消に係る記録後の口数とする（別紙7-4「投資信託受益権の分割及び併合の対象受益権口数について」を参照）。</p> <p>※ 指定販売会社は、発行者が増加口数等の検証に必要な情報（移管以外の理由により他の機構加入者又は口座管理機関に振替を行った投資信託受益権に係る情報も含む。）を、発行者に連絡する。</p>
<p>b 機構加入者及び口座管理機関は、算出した合計口数について、分割申請データを作成する。なお、当該口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、作成した分割申請データ及び下位の間接口座管理機関から分割申請データの通知を受けたときは当該分割申請データを、その直近上位機関に通知する。</p>	<p>※ 分割申請データのフォーマット等は「投信振替システム接続仕様書（統合Web接続CSV方式編）」を参照。</p> <p>※ 分割申請データは、機構加入者口座・指定販売会社ごとに作成する。</p> <p>※ 作成した分割申請データは、機構が投</p>

第7章 投資信託受益権の分割及び併合

内 容	備 考
	<p>信振替システムの「ダウンロード画面」に掲載している Excel ツールを利用してフォーマットチェックを行う。当該ツールの利用方法は「投信振替システム統合 Web 端末操作マニュアル(機構加入者編)」を参照。</p> <p>※ 販社外分(当該銘柄の販売会社から移管以外の理由により振替が行われ、販売会社ではない口座管理機関の振替口座簿又は機構加入者口座に記録されている投資信託受益権をいう。以下同じ。)の分割申請データについては、振替元の口座管理機関の指定販売会社コードを設定する。その作成及び直近上位機関への通知は、原則として、振替先の口座管理機関が行うこととするが、販社外振替情報管理機能を利用しない販社外分(代用有価証券に係る取引所への担保差入分等)については、振替元の口座管理機関が作成し、振替先の口座管理機関又は機構加入者へ通知した上で、振替先の口座管理機関又は機構加入者が上位機関へ通知する。</p>

第7章 投資信託受益権の分割及び併合

内 容	備 考
<p>(3) 口座管理機関における振替口座簿記録</p> <p>口座管理機関は、2.(2) a で算出した分割による増加口数について、該当する振替口座簿に増加の記録を行う。また、下位の口座管理機関から分割申請データの通知を受けた口座管理機関は、振替口座簿における当該間接口座管理機関の口座（顧客口）に増加の記録又は記載を行う。</p> <p>(4) 分割申請データの入力</p> <p>a 機構加入者は、自ら作成した分割申請データ及び下位の間接口座管理機関から通知を受けた分割申請データを、「受益権分割申請」として機構に対して通知する。</p> <p>b 「受益権分割申請」を受けた機構は、分割申請データを入力した機構加入者、当該銘柄の発</p>	<p>※ 「受益権分割申請」については、分割の日の14:00までに入力し、発行者等による確認や誤入力の取消・再入力の時間を確保する。なお、分割の日に分割に係る増加記録の口数が間違っていた場合でも、分割の日の翌営業日以降に分割申請データを入力することはできない。</p> <p>※ 指定販売会社である口座管理機関が保有している自己分の分割申請データについては、当該口座管理機関の指定販売会社コードを設定することとし、原則として、当該口座管理機関が作成する。原則以外の処理（上位機関が作成する等）とする場合には、データが二重に作成・入力されないよう注意する。</p>

第7章 投資信託受益権の分割及び併合

内 容	備 考
<p>行者及び受託会社に対し「受益権分割申請受付通知」を通知する。</p> <p>c 機構加入者は、機構から「受益権分割申請受付通知」を受けた旨を、指定販売会社に対して連絡する。</p>	<p>※ 機構加入者から指定販売会社への連絡は、投信振替システム外で行われる。</p> <p>※ 「受益権分割申請受付通知」の通知後に「受益権分割申請」の内容に誤りがあることが発覚した場合は、関係者間で調整のうえ、17:00までに機構加入者が機構に対して「受益権分割申請（取消）」を通知する。</p> <p>機構は、「受益権分割申請（取消）」を受け付け、取消処理を行った後、発行者、受託会社及び機構加入者へ「受益権分割申請取消通知」を通知する。</p> <p>「受益権分割申請取消通知」を受けた機構加入者は、指定販売会社に対して取消が受けられた旨を連絡する（当該連絡は、投信振替システム外で行われる。）。</p>
<p>(5) 機構における振替口座簿への記録</p> <p>a 機構は、上記2.(4) aの分割申請データに基づき振替口座簿の各機構加入者の口座に増加の記録を行い、当該増加記録の内容として、機構加入者、発行者及び受託会社に対して、「振替口座簿記録済通知（受益権分割）」を通知する。</p>	<p>※ 機構による増加の記録は、17:00の申請受付時限終了後のバッチ処理により行う。</p> <p>※ 投信振替システムでは、機構加入者か</p>

第7章 投資信託受益権の分割及び併合

内 容	備 考
<p>b 「振替口座簿記録済通知（受益権分割）」を受けた機構加入者は、下位機関がある場合には、直近下位機関に対して、分割完了の連絡を行う（直近下位機関も下位機関がある場合には同様の連絡を行う。）。</p>	<p>ら入力された分割申請データについて、17：00の申請時限終了後のバッチ処理時に口数チェック（整合性確認）を行い、口数チェック仕様の要件に合致しないデータは申請エラーとして自動取消する（自動取消後の再入力は不可）。口数チェック仕様については、別紙7-3「投資信託受益権の分割及び併合に係る留意事項」を参照。</p> <p>なお、口数の整合性確認及び分割申請データの自動取消は機構加入者単位で行われるため、間接口座管理機関1社のデータに不整合があると、当該間接口座管理機関の上位機関及び当該機構加入者の下位機関の分割申請データは全て自動取消となる。これを防ぐため、機構加入者は発行者及び指定販売会社と連携して、入力された分割申請データの整合性の確認を十分に行う必要がある。</p> <p>※ 分割完了の連絡は投信振替システム外にて行われる。</p>

第7章 投資信託受益権の分割及び併合

内 容	備 考
<p>(6) 振替法第121条の2第6項に基づく通知</p> <p>口座管理機関及び機構は、振替法第121条の2第6項に基づく通知として、分割対象口数データ（振替口座簿の加入者口座に記録されている分割銘柄の分割の日前営業日の口数及び分割対象となる口数）を直近上位機関（機構の場合は発行者）に対して通知する。</p>	<p>※ 分割対象口数データの具体的な内容、通知方法は別紙7-5「振替法第121条の2第6項に基づく通知について」及び7-6「分割（併合）対象口数データの仕様及び通知方法等について」のとおりとする。</p>
<p>3. 併合の処理</p> <p>(1) 発行者及び機構による併合に係る通知</p> <p>a 投資信託受益権の併合を行おうとする発行者は、併合の日の2週間前までに機構に対し、以下の事項を通知する。</p> <p>① 併合の対象銘柄（銘柄の正式名称、I S I Nコード）</p> <p>② 減少比率（1 から併合後の受益権総発行口数の併合前の総発行口数に対する割合を控除した割合）</p> <p>③ 併合の日</p> <p>④ 併合前後における1口当たり元本</p>	<p>※ 発行者から機構への併合に係る連絡は、Target 保振サイト接続により行う。</p> <p>※ 減少比率の通知にあたり、以下の内容に注意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 併合は投信計理上の口数で行うため、減少比率の規定における「総口数」とは、投信計理上の口数であること ・ 減少比率は既約分数（これ以上約分できない分数）とすること <例：150口を50口に併合> → (誤) 100/150 ⇒ (正) 2/3 ・ 減少比率の分母及び分子はそれぞれ整数とすること <例：5口を2口に併合>

第7章 投資信託受益権の分割及び併合

内 容	備 考
<p>b 発行者から上記の通知を受けた機構は、直ちに、制度参加者（機構加入者、受託会社及び日銀ネット資金決済会社）に対して同通知の内容を通知する。当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、下位の口座管理機関に対して同様の通知を行う。</p> <p>(2) 口座管理機関による併合後の減少口数の算出及び併合による減少口数の連携</p> <p>a 口座管理機関は、併合の日に、その備える振替口座簿（顧客口以外の口座）の各加入者口座における併合対象銘柄の口数（解約申請中の口数を除く。）に減少比率を乗じた口数（その口数に1に満たない端数があるときは、1口未満の端数を切り上げる。）及びその合計口数を算出する。なお、機構加入者は、機構加入者口座の自己口に記録された自己分についても同様に減少口数を算出する。</p> <p>b 当該口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、併合により減少する口数（合計口数）を上位機関に通知する。また、当該口座管理機関が当該銘柄の指定販売会社である場合には、併合により減少する合計口数（取次販売会社がある場合には、当該取次販売会社分を含む。）等の必要な情報を機構加入者口座・指定販売会社ごとに、発行者に対して通知する。</p>	<p>→ (誤) 0.6/1 ⇒ (正) 3/5</p> <p>※ 機構は、併合の日に投信振替システムの銘柄情報における当初1口当たり元本の変更を行う。</p> <p>※ 機構から制度参加者への併合に係る連絡は、Target 保振サイト接続により行う。また、併合を行おうとする銘柄が私募によるものであっても通知する。</p> <p>※ 3. (2) から (7) までの処理については、併合の日に行う。</p> <p>※ 併合対象となる投資信託受益権は、併合の日当日の新規記録・抹消に係る記録後の口数とする（別紙7-4「投資信託受益権の分割及び併合の対象受益権口数について」参照）。</p> <p>※ 販社外分について、振替先の機構加入者又は口座管理機関は、併合により減少する合計口数及びその記録先の機構加入者口座を、振替元の指定販売会社に連絡し、振替元の指定販売会社が機構加入者</p>

第7章 投資信託受益権の分割及び併合

内 容	備 考
<p>(3) 口座管理機関における振替口座簿記録</p> <p>口座管理機関は、上記3.(2) aで算出した併合による減少口数について、該当する振替口座簿に減少の記録を行う。また、下位の口座管理機関から併合による減少口数の通知を受けた口座管理機関は、振替口座簿における当該間接口座管理機関の口座に減少の記録を行う。</p>	<p>口座ごとに、発行者に対して通知する。</p>
<p>(4) 抹消予定申請データの作成及び入力</p> <p>発行者は、上記3.(2) bで指定販売会社から通知を受けた口数に基づき、併合に伴う抹消に係るデータを機構加入者口座・指定販売会社ごとに作成し、機構に対して「解約時抹消予定申請」(非DVP決済)として通知する。</p>	<p>※ 機構加入者等による確認や誤入力の取消・再入力の時間を確保するため、併合に係る抹消予定申請データは、原則として併合の日の14:00までに入力する。</p>
<p>(5) 解約口への記録</p> <p>機構は、抹消予定申請データの内容を解約口に記録した後、当該内容を発行者、機構加入者及び受託会社に「解約口記録情報通知」として送信する。この場合において、機構加入者及び発行者は、当該通知の内容を確認する。</p>	<p>※ 「解約口記録情報通知」の内容に誤りがある場合には、発行者は、通知の取消と訂正後の入力を行う。</p>
<p>(6) 併合に伴う抹消申請</p> <p>機構加入者は、「解約口記録情報通知」の内容について、指定販売会社とも連携のうえ、併合に伴い減少する口数が正しいことを確認した後、機構に対し、「資金振替済通知(解約時抹消申請)」を通知する(機構加入者の自己分についても通知する。)</p>	
<p>(7) 機構における振替口座簿への記録</p>	

第7章 投資信託受益権の分割及び併合

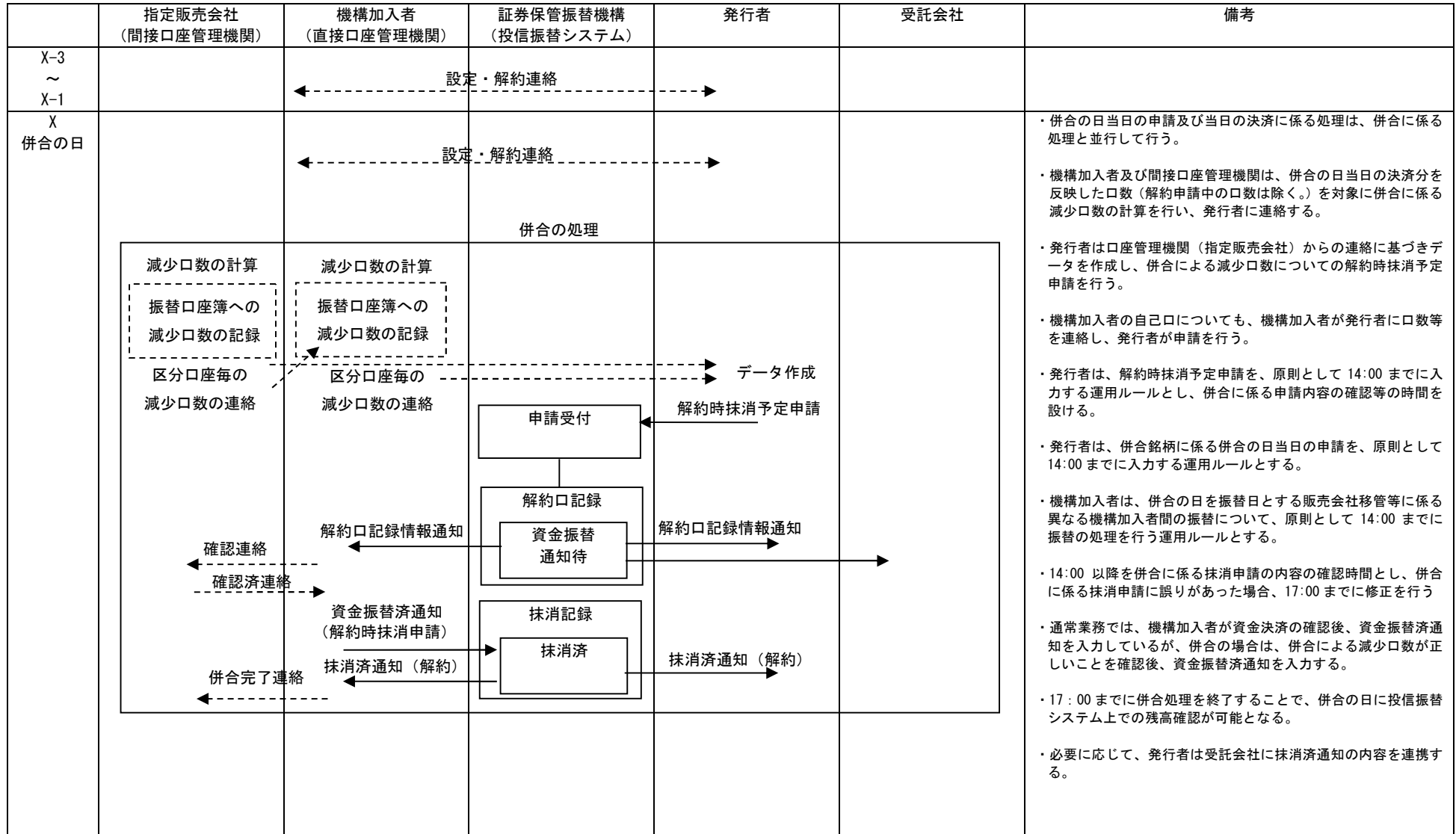
内 容	備 考
<p>a 機構は、機構加入者から3.(6)の「資金振替済通知(解約時抹消申請)」を受けたときは、解約口に記録した口数(当該通知に係るものに限る。)について、当該機構加入者の口座の減少記録を行う。機構は、当該減少記録の内容を機構加入者及び発行者に対して、併合に伴う「抹消済通知(解約)」として通知する。</p> <p>b 当該通知を受けた機構加入者は、下位機関がある場合には、直近下位機関に対して、併合完了の連絡を行う(直近下位機関も下位機関がある場合には同様の連絡を行う。)</p> <p>(8) 振替法第121条の2第6項に基づく通知 口座管理機関及び機構は、振替法第121条の2第6項に基づく通知として、併合対象口数データ(振替口座簿の加入者口座に記録されている併合銘柄の併合の日前営業日の口数及び併合対象となる口数)を上位機関(機構の場合は発行者)に対して通知する。</p>	<p>※ 併合完了の連絡は投信振替システム外にて行われる。</p> <p>※ 併合対象口数データの具体的な内容、通知方法は別紙7-5「振替法第121条の2第6項に基づく通知について」及び7-6「分割(併合)対象口数データの仕様及び通知方法等について」のとおりとする。</p>

以 上

投資信託受益権の分割・併合に係る業務処理フロー

別紙 7 - 1

2. 併合



(実線：投信振替システム、破線：投信振替システム外)

※T + 3 銘柄に係る併合処理を前提としている。

<分割に係る増加口数の算出事例 1>

(前提) 1口を1万口とする割合(増加比率9999/1)で分割する場合
(分割に係る増加口数の算出において、1口未満の端数が生じない場合)

分割前

機構	振替機関の振替口座簿					
	甲の自己口座	甲の顧客口座				合計
	振替口座簿の口数※1	55				80
	解約申請中の口数	8				10
	23	47				70
機構加入者	甲の振替口座簿					
	受益者	受益者	受益者	丙の自己口座	丙の顧客口座	合計
	A	B	C	12	19	55
	9	7	8	1	2	8
	0	3	2	1	17	47
間接口座機関	丙の振替口座簿					
	受益者	受益者	受益者	合計		
	G	H	I	19		
	8	4	7	2		
	2	0	0	2		
	6	4	7	17		

※1分割当日の決済の反映後の口数
※2分割対象口数は、振替口座簿の口数から解約申請中の口数を除いた口数

◆分割申請データに係る増加口数の算出について
①機構加入者口座の自己口…機構加入者が算出
②機構加入者の振替口座簿の自己口分…機構加入者が算出
③間接口座管理機関の自己保有分…間接口座管理機関が算出
④間接口座管理機関の振替口座簿の自己口分…間接口座管理機関が算出

増加口数の算出及び直近上位機関への通知

機構	振替機関の振替口座簿					
	甲の自己口座	甲の顧客口座				合計
	分割対象口数	47				70
	23	469953				699930
	229977					
機構加入者	甲の振替口座簿					
	受益者	受益者	受益者	丙の自己口座	丙の顧客口座	合計
	A	B	C	11	17	47
	9	4	6	109989	169983	469953
	89991	39996	59994	17	169983	469953
間接口座機関	丙の振替口座簿					
	受益者	受益者	受益者	合計		
	G	H	I	17		
	6	4	7	2		
	59994	39996	69993	169983		

◆増加口数の算出方法
増加口数 = 分割対象口数 × 増加比率

◆分割申請データの作成単位毎の設定値

	機構加入者口座	指定販売会社コード
[A]	甲の自己口座	甲のコード
[B]	甲の顧客口座	甲のコード
[C]	甲の顧客口座	乙のコード
[D]	甲の顧客口座	乙のコード

※1. [A][B]は、甲が機構に分割申請データとして通知する。
※2. [C][D]は、丙が甲に通知し、甲が機構に分割申請データとして通知する。

分割後

機構	振替機関の振替口座簿					
	甲の自己口座	甲の顧客口座				合計
	分割対象口数+増加口数	470000				700000
	2	8				10
	230002	470008				700010
機構加入者	甲の振替口座簿					
	受益者	受益者	受益者	丙の自己口座	丙の顧客口座	合計
	A	B	C	110000	170000	470000
	90000	40000	60000	1	2	8
	0	3	2	1	170002	470008
間接口座機関	丙の振替口座簿					
	受益者	受益者	受益者	合計		
	G	H	I	170000		
	2	0	0	2		
	60002	40000	70000	170002		

<分割に係る増加口数の算出事例 2>

(前提) 3口を4口(1口を1.333...口)とする割合(増加比率1/3)で分割する場合
(分割に係る増加口数の算出において、1口未満の端数が生じる場合)

分割前

機構	振替機関の振替口座簿						
	甲の自己口座	甲の顧客口座			合計		
	振替口座簿の口数※1	25	55			80	
	解約申請中の口数	2	8			10	
分割対象口数(差引)※2	23	47			70		
機構加入者	甲の振替口座簿						
	受益者	受益者	受益者	丙の自己口座	丙の顧客口座	合計	
	A	B	C				
	振替口座簿の口数※1	9	7	8	12	19	55
解約申請中の口数	0	3	2	1		2	8
分割対象口数(差引)※2	9	4	6	11		17	47
間管理口座	丙の振替口座簿						
	受益者	受益者	受益者	合計			
	G	H	I				
	振替口座簿の口数※1	8	4	7	19		
解約申請中の口数	2	0	0	2			
分割対象口数(差引)※2	6	4	7	17			

① ② ③ ④

※1分割日当日の決済の反映後の口数
※2分割対象口数は、振替口座簿の口数から解約申請中の口数を除いた口数

◆分割申請データに係る増加口数の算出について
①機構加入者口座の自己口…機構加入者が算出
②機構加入者の振替口座簿の自己口分…機構加入者が算出
③間接口座管理機関の自己保有分…間接口座管理機関が算出
④間接口座管理機関の振替口座簿の自己口分…間接口座管理機関が算出

増加口数の算出及び直近上位機関への通知

機構	振替機関の振替口座簿					
	甲の自己口座	甲の顧客口座			合計	
	分割対象口数	23	47			70
	増加口数(端数切捨前)	7.666	14			21
増加口数(端数切捨後)	7					
機構加入者	甲の振替口座簿					
	受益者	受益者	受益者	丙の自己口座	丙の顧客口座	合計
	A	B	C			
	分割対象口数	9	4	6	11	17
増加口数(端数切捨前)	3	1.333	2	3.666		
増加口数(端数切捨後)	3	1	2	3	5	14
間管理口座	丙の振替口座簿					
	受益者	受益者	受益者	合計		
	G	H	I			
	分割対象口数	6	4	7	17	
増加口数(端数切捨前)	2	1.333	2.333			
増加口数(端数切捨後)	2	1	2	5		

◆増加口数の算出方法
増加口数 = 分割対象口数 × 増加比率 (1口未満の端数は切り捨て)

◆分割申請データの作成単位毎の設定値

機構加入者口座	指定販売会社コード
[A] 甲の自己口座	甲のコード
[B] 甲の顧客口座	甲のコード
[C] 甲の顧客口座	乙のコード
[D] 甲の顧客口座	乙のコード

※1. [A][B]は、甲が機構に分割申請データとして通知する。
※2. [C][D]は、丙が甲に通知し、甲が機構に分割申請データとして通知する。

分割後

機構	振替機関の振替口座簿						
	甲の自己口座	甲の顧客口座			合計		
	分割対象口数+増加口数	30	61			91	
	解約申請中の口数	2	8			10	
振替口座簿の口数	32	69			101		
機構加入者	甲の振替口座簿						
	受益者	受益者	受益者	丙の自己口座	丙の顧客口座	合計	
	A	B	C				
	分割対象口数+増加口数	12	5	8	14	22	61
解約申請中の口数	0	3	2	1		2	8
振替口座簿の口数	12	8	10	15		24	69
間管理口座	丙の振替口座簿						
	受益者	受益者	受益者	合計			
	G	H	I				
	分割対象口数+増加口数	8	5	9	22		
解約申請中の口数	2	0	0	2			
振替口座簿の口数	10	5	9	24			

投資信託受益権の分割・併合に係る留意事項

内 容	備 考
<p>1. 増加比率と分割比率</p> <p>発行者が、分割銘柄についての情報を機構へ通知する際、当該通知の通知項目である増加比率を分割比率と混同し、増加比率として設定する数値を間違えることのないよう留意する。増加比率と分割比率の事例は以下のとおり。</p> <p><分割比率の事例></p> <p>① 3口を4口とする割合で分割する場合 分割比率・・・ 4 / 3 増加比率・・・ 1 / 3 (1口に対し、0.333・・・口増加する分割)</p> <p>② 1口を1万口とする割合で分割する場合 分割比率・・・ 10000 / 1 増加比率・・・ 9999 / 1 (1口に対し、9999口増加する分割)</p> <p>2. 分割申請データの自動取消</p> <p>投信振替システムでは、機構加入者から入力された分割申請データについて、17:00の申請時限終了後のバッチ処理時に口数チェック(整合性確認)を行い、以下の口数チェック仕様の要件に合致しないデータは申請エラーとして自動取消される(自動取消後の再入力は不可)。</p>	

投資信託受益権の分割・併合に係る留意事項

内 容	備 考
<p data-bbox="174 331 909 363">< バッチ処理時の分割申請データの口数チェック仕様 ></p> <div data-bbox="181 373 1375 665" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="203 381 327 413">◇凡例◇</p> <p data-bbox="192 430 752 462">A：機構加入者で集約した現在残高の合計</p> <p data-bbox="192 478 1317 558">B：機構加入者で集約した、分割日翌営業日以降を決済日とする受付済の抹消（解約）申請の口数（解約申請中の口数）の合計</p> <p data-bbox="192 574 927 606">C：機構加入者で集約した受益権分割申請の口数の合計</p> <p data-bbox="192 622 869 654">※A～Cの口数は、分割日の申請時限終了時の口数</p> </div> <p data-bbox="203 718 1115 798">① 分割に係る増加口数の算出において1口未満の端数が生じる場合 (増加比率が「N/M ($M \neq 1$)」の場合) 「$C > (A - B) \times N \div M$」となった場合、エラーとなる。</p> <p data-bbox="203 861 1144 941">② 分割に係る増加口数の算出において1口未満の端数が生じない場合 (増加比率が「$N/1$」の場合) 「$C \neq (A - B) \times N$」となった場合、エラーとなる。</p>	

以 上

投資信託受益権の分割及び併合の対象受益権口数について

別紙 7 - 4

投資信託受益権の分割・併合は、分割・併合日の設定・解約処理後の残高から、解約申請中の口数を控除した口数（投信計理ベース）を算出して、当該口数を対象に行うこととする。

具体例として、投資信託受益権の分割の例を下図に記載した。

前提 ①ある銘柄（T+3銘柄）について、1口を10,000口（増加比率9999）とする割合で分割

②表中の設定・解約申込以外の設定・解約はなく、分割日の3営業日前の残高は投信計理ベース、振替口座簿ベースとも100口

	設定 申込	解約 申込	指定販売会社 → 発行者	投信計理 残高 (現行実務の残高)	発行者 → 機構	振替口座簿 残高	備考
X-3		△10		残高 100		残高 100	
X-2		△20	解約 △10	解約 △10 残高 90	抹消 △10 (先日付: X日)	残高 100	
X-1	50	△30	解約 △20	解約 △20 残高 70	② 抹消 △20 (先日付: X+1日)	残高 100	
X 分割日	600,000 (分割後 の口数)	△400,000 (分割後 の口数)	設定 +50 解約 △30	設定 +50 解約 △30 ① 残高(分割前) 90 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;">分割 +899,910 (90 × 9999 = 899,910)</div> 残高(分割後) 900,000	新規記録 +50 (当日) ③ 抹消 △30 (先日付: X+2日)	新規記録 +50 抹消 △10 ④ 残高(分割前) 140 分割 +899,910 残高(分割後) 900,050	分割・併合の対象となる投資信託受益権は、①の投信計理上の残高となる。 ①の投信計理上の残高は、分割・併合前の振替口座簿残高(④)から分割・併合日をまたぐ解約申請中(②及び③)の口数を除いたものである。 (①=④-②-③)
X+1			設定 +600,000 解約 △400,000	設定 +600,000 解約 △400,000 残高 1100,000	新規記録 +600,000 (当日) 抹消 △400,000 (先日付: X+3日)	新規記録 +600,000 抹消 △20 残高 1,500,030	
X+2				残高 1100,000		抹消 △30 残高 1,500,000	
X+3				残高 1100,000		抹消 △400,000 残高 1,100,000	

振替法第 121 条の 2 第 6 項に基づく通知について

振替法第 121 条の 2 第 6 項に規定された通知（以下「通知」という。）については、当該条文及び制定趣旨を踏まえて、以下の内容及び方法により行うこととする。

1. 分割・併合に係る増加・減少口数の算出において 1 口未満の端数が生じる場合の処理
（例：増加比率 N/M ($M \neq 1$) である分割の場合)

(1) 通知内容

口座管理機関は、加入者ごとに次の 2 項目（以下「分割（併合）対象口数データ」という。）を、一覧として作成する。

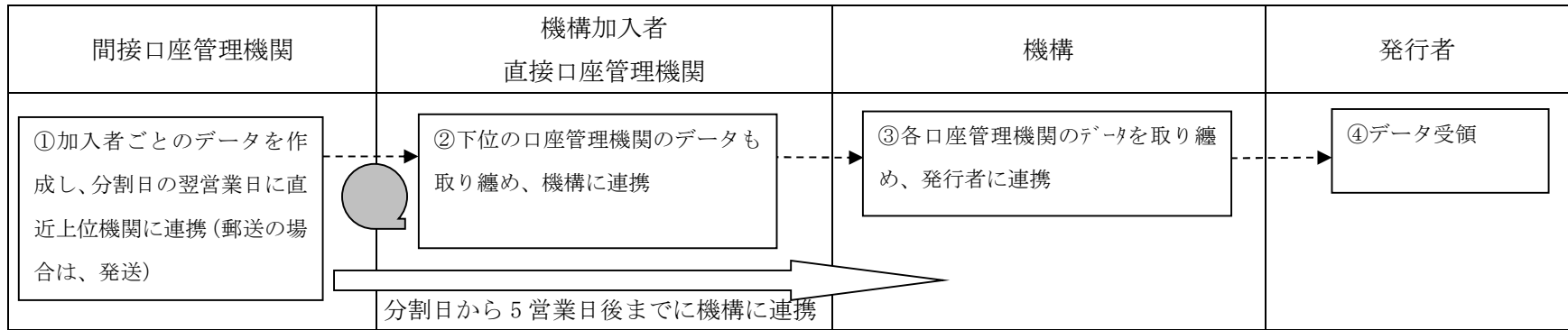
- a 分割・併合日の前営業日の振替口座簿残高（口数）
- b 分割・併合の対象となる口数（分割の日又は併合の日当日の振替口座簿における増減口数及び解約申請中の口数を加味した口数）

(2) 通知の流れ

間接口座管理機関 → 機構加入者（直接口座管理機関） → 機構 → 発行者

- a 間接口座管理機関は、加入者ごとの分割（併合）対象口数データを作成し、直近上位機関に連携する。
- b 機構加入者（直接口座管理機関）は、加入者ごとの分割（併合）対象口数データを作成し、下位の口座管理機関の分割（併合）対象口数データとともに、機構に連携する。
- c 口座管理機関は、その直近上位機関の振替口座簿に記録されている自己保有分の分割（併合）対象口数データも含めて作成することとする。
- d 指定販売会社外に振替られた分（上記 c に該当する場合を除く。）については、原則として、振替先の口座管理機関が作成する分割（併合）対象口数データに含むこととする。ただし、販社外振替情報管理機能を利用しない振替（代用有価証券に係る取引所への担保差入分等）分については、振替元の口座管理機関が分割（併合）対象口数データを作成することとする。

【図1】



<例>

機構	振替機関の振替口座簿											
	甲の 自己口座	甲の顧客口座						乙の 自己口座	乙の顧客口座		合計	
加入者	記録口数	23	39						19	19		100
間 接 機 関 管 理 機 構	甲の振替口座簿											
		A	B	C	丙の 自己口座	丙の顧客口座			合計	乙の振替口座簿		
	記録口数	5	4	6	11	13			39	D	E	F
	丙の振替口座簿											
		G	H	I	合計							
	記録口数	2	4	7	13							

(3) 通知方法

機構加入者は、加入者ごとの分割（併合）対象口数データを作成し、下位の間接口座管理機関分とともに機構へTarget 保振サイト接続により提出する。機構は、提出された分割（併合）対象口数データを発行者にTarget 保振サイト接続により通知する。

(4) 通知期限

- a 間接口座管理機関は、外部記憶媒体に収録した分割（併合）対象口座データを、分割の日又は併合の日の翌営業日に直近上位機関へ通知（郵送の場合は、発送）する。
- b 直接口座管理機関は、加入者ごとの分割（併合）対象口座データを、間接口座管理機関の分割（併合）対象口座データと共に、原則、分割の日又は併合の日の5営業日後までに機構へ通知する。

2. 分割・併合に係る増加・減少口座数の算出において1口未満の端数が生じない場合の処理

（例：増加比率 N/M （ $M=1$ ）である分割の場合）

分割・併合に係る増加・減少口座数の算出において1口未満の端数が生じない場合には、以下の内容及び方法により行うこととする。

(1) 通知内容

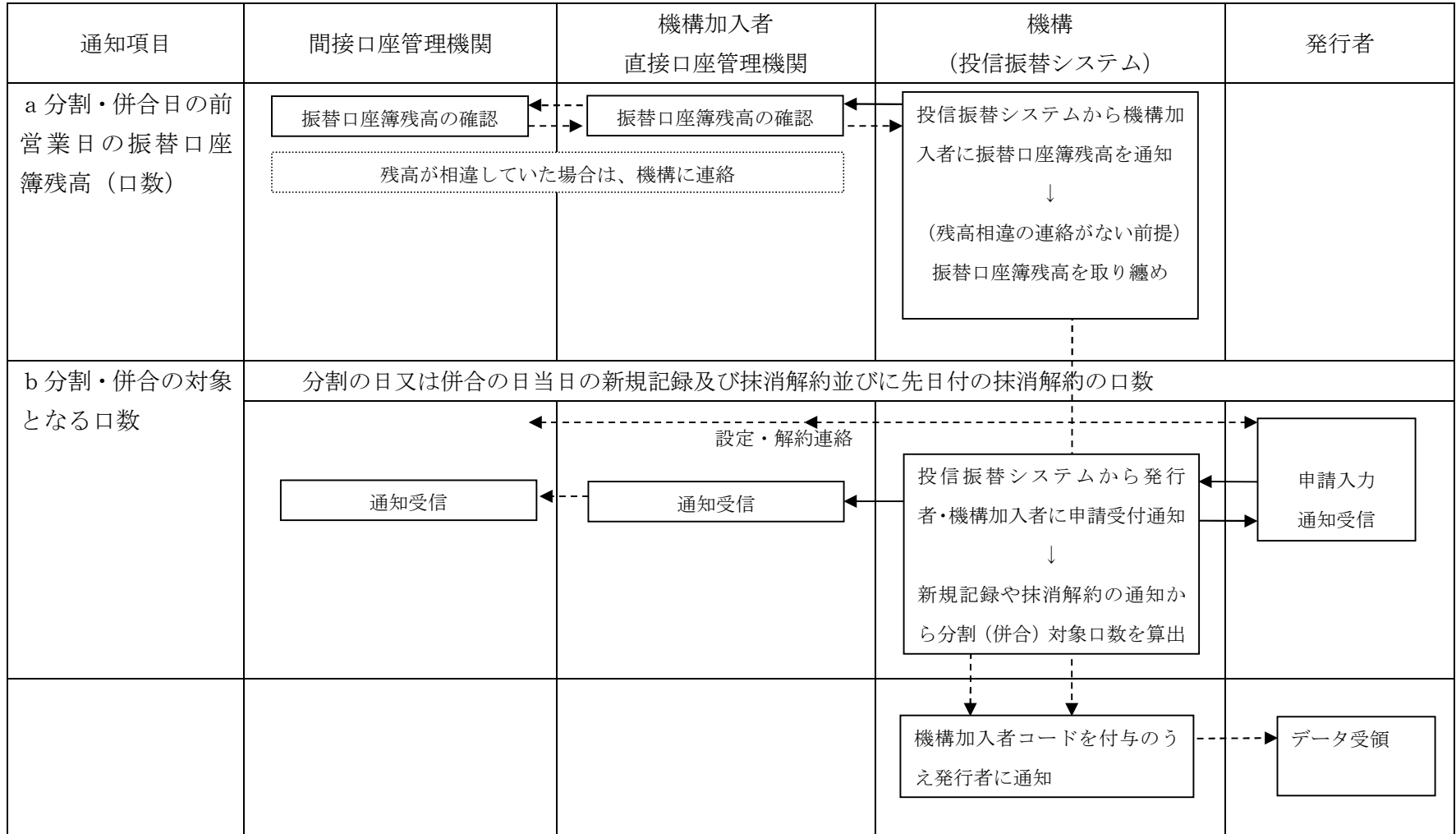
機構は、機構加入者ごとに次の3項目（以下「分割（併合）対象口座データ等」という。）を一覧として作成し、発行者に通知する。

- a 分割・併合日の前営業日の振替口座簿残高（口数）
- b 分割・併合の対象となる口数（分割の日又は併合の日当日の増減口数及び解約申請中の口数を加味した口数）
- c 機構加入者コード（先頭5桁）

(2) 通知の流れ

項目 a 及び b とも、図 2 のとおり、階層構造を通じて機構から機構加入者及び間接口座管理機関に対して通知し、機構加入者及び間接口座管理機関において確認している内容を機構が保有しているので、機構から発行者に通知することとする。

【図 2】



-----▶ : 投信振替システム対象外のデータ授受

————▶ : 投信振替システムにおけるデータ授受

(3) 通知方法

機構は、分割（併合）対象口座データ等を発行者に Target 保振サイト接続により通知する。

3. その他

分割（併合）対象口座データの仕様及び通知方法等については別紙 7-6 に定める。

以 上

分割（併合）対象口座データの仕様及び通知方法等について

1. 分割・併合に係る増加・減少口座数の算出において1口未満の端数が生じる場合

(1) ファイル形式

ファイル形式は、CSV形式とし、データ項目の区切り文字として半角カンマ（,）を使用する。なお、各レコードにおける「最初の項目の前」及び「最後の項目の後ろ」には半角カンマ（,）を設定しない。また、データ項目への半角ダブルクォーテーション（"）の設定は任意とする。

(2) ファイル名

使用可能文字は、半角英数字、半角アンダーバー（_）のみとし、以下のネーミングルールに則る。

「機構加入者コード（先頭5桁）」＋「分割（併合）銘柄のISINコード」＋「枝番（7桁以内で任意）」＋「.csv」

（例）12345_JP90C1234567_001.csv

(3) データ項目

データ項目は、下表のとおり（ヘッダ部及びフッタ部は不要）。

項番	データ項目名	桁数	設定内容（全て設定必須。使用文字は半角数字のみ）
1	前日の振替口座簿の口数	15桁以内	分割（併合）の日前営業日の振替口座簿に記録されている口数を設定
2	分割（併合）対象口数	15桁以内	分割（併合）の日前営業日の振替口座簿の口数に分割（併合）の日の新規記録口数を加え、分割（併合）の日の抹消（解約）口数及び解約申請中の口数を減じた口数を設定
3	機構加入者口座	7桁（固定）	機構加入者コードを設定
4	指定販売会社コード	5桁（固定）	指定販売会社コードを設定
5	分割（併合）の日	8桁（固定）	分割（併合）の日をYYYYMMDDの形式で設定

(4) 機構へのデータ通知方法

機構加入者は、自社が作成した分割（併合）対象口座数データ及び間接口座管理機関から通知された分割（併合）対象口座数データを Target 保振サイト接続により、機構に通知する。

なお、間接口座管理機関と上位の口座管理機関の間のデータの通知方法については両方で調整する。

(5) 機構から発行者へのデータ通知方法

機構は、機構加入者から通知された分割（併合）対象口数データを、Target 保振サイト接続により、発行者に通知する。

2. 分割・併合に係る増加・減少口数の算出において1口未満の端数が生じない場合

(1) ファイル形式

ファイル形式は、1. (1) 分割・併合に係る増加・減少口数の算出において1口未満の端数が生じる場合に準ずる。

(2) ファイル名

使用可能文字は、半角英数字のみとし、以下のネーミングルールとする。

「ISIN コード」 + 「.csv」

(3) データ項目

データ項目は、下表のとおり（ヘッダ部及びフッタ部はなし）。

項番	データ項目名	桁数	設定内容（全て設定必須。使用文字は半角数字のみ）
1	前日の振替口座簿の口数	15桁以内	分割（併合）の日前営業日の振替口座簿に記録されている口数を設定
2	分割（併合）対象口数	15桁以内	分割（併合）の日前営業日の振替口座簿の口数に分割（併合）の日の新規記録口数を加え、分割（併合）の日の抹消（解約）口数及び解約申請中の口数を減じた口数を設定
3	機構加入者コード（先頭5桁）	5桁（固定）	機構加入者コード（先頭5桁）を設定
4	分割（併合）の日	8桁（固定）	分割（併合）の日を YYYYMMDD の形式で設定

(4) 機構から発行者へのデータ通知方法

機構は、分割（併合）対象口数データを Target 保振サイト接続により、発行者に通知する。

以上